# 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、子育てにやさしい活動を行っている企業を「子育て支援企業」として認定するために必要な事項を定めることにより、企業の子育て支援への取組意欲を高めるとともに、その取組事例を広く紹介することにより、社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「企業」とは、営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店等をいう。

２　この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

３　この要綱において「従業員」とは、労働基準法第９条に規定する労働者のことをいう。

（対象企業）

第３条　子育て支援企業の認定の対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。

(1) 事業所の所在地が名古屋市内にあること。

(2) 次に掲げる項目で、子育てにやさしい活動を行っていること。

ア　従業員に対する家庭と仕事の両立支援

イ　地域での企業活動や子育て活動との協働による支援

(3) 従業員が１人以上在籍していること。

２　前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業を対象としないことができる。その際、必要に応じて名古屋市子育て支援企業認定審査会条例（以下「条例」という。）第１条の規定により設置する名古屋市子育て支援企業認定審査会（以下「認定審査会」という。）の意見を聞くことができる。

(1) 過去３年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業

(2) 過去３年間に、虚偽の申告その他不正な手段により第７条第１項の認定を受けようとした企業

(3) 過去３年間に、労働関係法令に違反する重大な事実がある企業

(4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業

（認定範囲）

第４条　前条に規定する子育て支援企業として認定する企業の認定範囲は、企業単位とする。

（募集及び申請）

第５条　子育て支援企業の認定を受けようとする企業の代表者は、子育て支援企業認定（新規・更新）申請書（第１号様式）（以下「認定申請書」という。）を市長に提出するものとする。
２　前項の認定申請書には、記載内容に関する説明資料、写真、図面等（以下「説明資料等」という。）を書面又は電磁的記録によって添付することができる。

（認定審査会の所掌事務等）
第６条　条例第２条に規定する子育て支援を行う企業の認定に関する事項は次に掲げるとおりとする。
(1) 第３条第２項に関すること。
(2) 第７条に関すること。
(3) 第10条第２項に関すること。
(4) 第12条第１項に関すること。
(5) 第13条第２項に関すること。
(6) その他子育て支援企業認定・表彰制度に関すること。
２　条例第４条に定める委員のうち、一部は公募するものとする。
３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
４　会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に参加させることができる。

（認定審査等）
第７条　子育て支援企業の認定は、認定審査会の意見を受けて、市長が行う。
２　認定審査会は、別表（認定基準）に基づき認定申請書及び説明資料等を審査し、その審査結果について市長に意見を述べるものとする。

（認定証の交付等）
第８条　市長は、子育て支援企業として認定した企業に、子育て支援企業認定証及び認定プレートを交付する。
２　子育て支援企業は、認定マーク（第２号様式）をその企業が発行する印刷物等に表示することができる。
３　前項に規定する認定マークの使用を希望する子育て支援企業は、認定マーク使用届出書（第３号様式）により市長に届け出なければならない。

（変更・廃止の届出）
第９条　子育て支援企業は、次の各号に掲げる場合には、子育て支援企業申請事項（変更・廃止）届出書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。
(1) 企業及び事業所の名称を変更したとき。
(2) 企業及び事業所の住所を変更したとき。
(3) 認定申請書に記載した企業全体の従業員数が０人となったとき、子育て支援に関する取組内容又は実施状況に変更があったとき。
(4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

（確認調査）

第10条　市長は、企業に対して聞き取り調査又は現地調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

2　市長は、前項の聞き取り調査又は現地調査の結果、取組内容又はその実施状況に大きな変更があったとき等には、認定審査会の審査に付すことができる。

（認定の更新）

第11条　子育て支援企業は、新規認定後3年目に第5条の規定を準用した更新手続きを行うことができる。

2　前項により認定を更新した子育て支援企業は、以後、5年ごとに第5条の規定を準用した更新手続きを行うことができる。

（認定の取消し）

第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消を行うことができる。その際、必要に応じて認定審査会の意見を聞くことができる。

(1) この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき又は第5条第1項の申請をした当時に第3条第2項第1号に該当していたことが判明したとき。

(2) 虚偽の申告その他不正な手段により第7条第1項の認定を受けたとき。

(3) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき。

(4) 第3条第2項第3号及び第4号に該当することとなったとき又は第5条第1項の申請をした当時に第3条第2項第3号及び第4号に該当していたことが判明したとき。

2　第1項第1号及び第2号の規定により認定の取消しを受けた企業は、認定の取消しの通知を受けた日の翌日から起算して3年間、認定を申請することができない。

（表彰）

第13条　市長は、子育て支援企業として認定を受けた企業のうち、特に優れた取組を実施している企業を表彰することができる。

2　表彰を受ける企業の選考は、認定審査会の意見を受けて、市長が行うものとする。

3　市長表彰状の贈呈の期日、場所、員数等は別に定める。

4　贈呈は表彰状及び記念品を授与する。この場合において、表彰状の文面は別に定める。

（広報）

第14条　市は、子育て支援企業として認定を受けた企業の子育てにやさしい取組事例について、市公式ウェブサイト等により普及啓発に努めるものとする。

（補則）

第15条　この要綱に関する事務は、子ども青少年局企画経理課が行う。

2　この要綱に定めるもののほか、子育て支援企業認定・表彰制度に関して必要な事項は、市長が定める。

附　則

1　この要綱は、平成19年11月７日から施行する。

2　最初に依頼される認定審査会の委員の任期は、第６条第４項本文の規定にかかわらず、平21年３月31日までとする。

附　則

この要綱は、平成20年７月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年７月13日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年３月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年３月25日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成24年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この要綱に基づく名古屋市子育て支援企業認定･表彰制度の手続その他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附　則

この要綱は、平成25年３月26日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月28日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月27日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年６月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月18日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和２年６月29日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　施行日前にこの要綱による改正前の名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第11条の規定に基づき認定の更新の手続を行った企業の認定の更新の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和２年12月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　施行日前に改正前の要綱に基づき認定を受けた企業の取扱いについては、次回の認定更新まで、なお従前の例による。